

サイバーセキュリティ協議会へのご相談・情報提供①

サイバーセキュリティ協議会とは

- サイバーセキュリティ基本法に基づき、2019年4月に組織された**法定の情報共有体制**
- サイバー攻撃を受けた被害組織等から他の組織への迅速な情報共有により、同様の手口によるサイバー攻撃の被害の拡大を防ぐため、官民の多様な主体が相互に連携（現225者）
- 協議会事務局：内閣官房国家サイバー統括室
政令指定法人JPCERTコーディネーションセンター

安心して相談や情報提供を行っていただくことが可能です！

✓相談者名・相談内容等の内容を**秘密として指定**することが可能
(事前に登録した者のみが秘密を取り扱う)

✓**情報の共有範囲を設定**することが可能で、勝手に変更はされない
(情報の共有範囲から監督官庁等を除外することが可能)

✓協議会構成員に対する**守秘義務**（違反した者には罰則[※]）により、情報の管理を徹底
※ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

✓情報提供いただいた場合、協議会から対策手法の助言や周辺状況等の
フィードバックを得ることが可能

サイバーセキュリティ協議会へのご相談・情報提供②

ご相談のタイミング

●具体的な被害が発生してなくても、例えば、通信量の急激な増加、サーバ等のハングアップ、特定のサイトへの接続が遅いなど「いつもとは何か違う」といった段階であっても、**お気軽にご相談**ください。

提供いただく情報

●**ご相談内容に応じて、ご提供いただく情報は異なります**が、例えば、違和感を感じた内容や時系列を含めた状況、対象となるシステム（IPアドレス・ホスト名、プロトコル・ポート、OS、インストールしているセキュリティソフトの名称、利用しているクラウドサービスの名称など）や他に相談をしている窓口や機関などが挙げられます。

ご相談・情報提供いただいた後の一般的な流れ

●ご相談・提供いただいた情報に対して、協議会から**対策手法の助言や周辺状況等をフィードバック**します。

①ご相談・提供いただいた情報は**政令指定法人JPCERT/CC、タスクフォース第一類構成員から構成される第一類グループに共有**され、各々が独自に持っているサイバー攻撃の関連情報等を提供し合い、分析・具体的な対策情報等を作成

②タスクフォース第二類構成員に照会し、各々から得られたフィードバックに基づき、分析・対策情報等の確度を高め、一般の構成員に技術的な対策情報等を共有（注：情報共有の範囲は予め指定いただけます。）

サイバーセキュリティ協議会へのご相談・情報提供③

- 協議会へのご相談・情報提供はメール又はお電話にてご連絡ください。

✓メール

- csc-anken@jpcert.or.jp（事案発生 of 疑いが生じた場合等）
- csc-info@jpcert.or.jp（その他）

✓電話

- 03-3270-3560

※情報のやりとりにあたっては、メール等の電子媒体でお願いすることになります。

※現在、新型コロナウイルス感染症への対応としてお電話での受付を中止しています。

- 協議会にご相談・情報提供していただくにあたり、以下の点を**事前にご確認**ください。

確認①：秘密指定の有無

（例：被害組織名又は被害内容は秘密に指定してほしいなど）

確認②：情報の共有範囲の指定

（例：タスクフォース第一類グループ限り、協議会構成員限りなど）

確認③：協議会事務局外への対応調整の要否

（例：協議会構成員において同様の報告がないか確認してほしい、不審メールの送信元に通知してほしいなど）

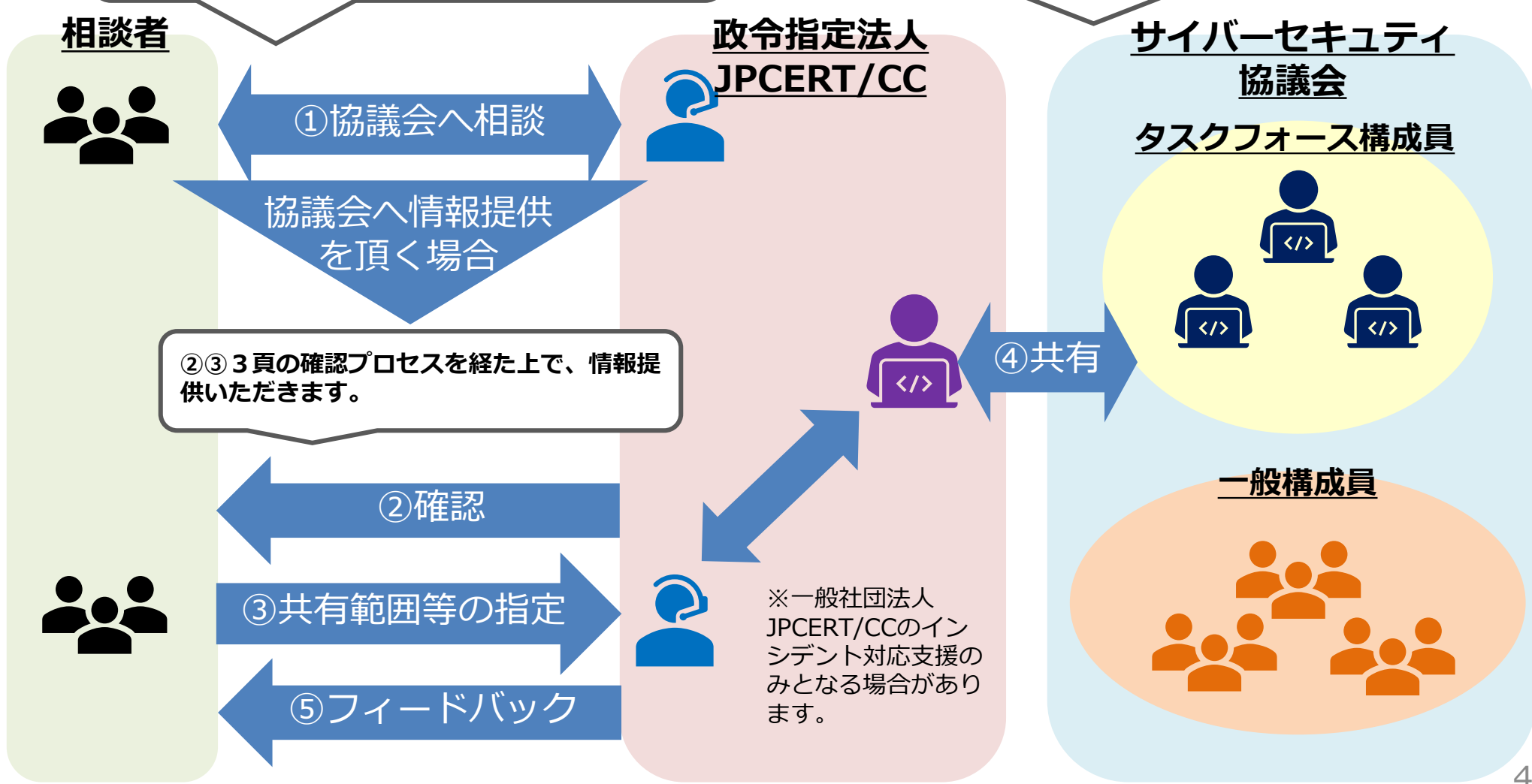
※ご連絡いただいた際には、上記確認事項を含めて幾つか質問させていただきますので、お含みおき願います。

- 協議会にご相談・情報提供していることをウェブサイト等で公表する場合、公表予定の内容については、前もって協議会事務局又は相談先の第一類構成員（セキュリティベンダ等）までご連絡いただきますようお願いいたします。

サイバーセキュリティ協議会へのご相談・情報提供④

①まずのご相談内容への回答・対応支援等を行います。
※最初にご相談いただいた情報が、自動的に協議会に共有されることはありません。

④⑤政令指定法人（一般社団法人JPCERT/CC）による分析のほか、調整の上、協議会内部において対策に資する情報等がないか照会・分析し、その結果等についてフィードバックします。



サイバーセキュリティ協議会へのご相談・情報提供⑤

①ご相談内容への回答、分析・対応支援等を行います。
※最初にご相談いただいた情報が、自動的に協議会に共有されることはありません。

④⑤協議会内部において対策に資する情報等がないか照会・分析し、その結果等についてフィードバックします。

相談者



①相談・支援

②③ご相談を受けて支援を行うにあたり、協議会タスクフォースでの分析等が必要な場合には、お客様に改めてご相談をいたします。
協議会に情報提供いただくことをご了解いただいた場合には、3頁の確認プロセスを経た上で、情報提供いただきます。

②確認

③共有範囲等の指定

⑤フィードバック

セキュリティベンダ等

相談対応者



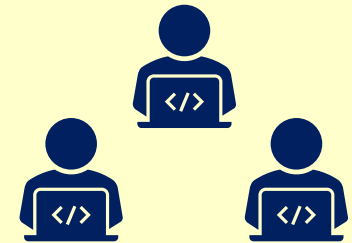
タスクフォース
第一類構成員



④共有

サイバーセキュリティ協議会

タスクフォース構成員



一般構成員

